

# **岐阜県教育委員会**

# **子育て支援と女性活躍の推進のための行動計画**

平成28年3月

岐阜県教育委員会



## 目 次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第1 はじめに ······                     | 1  |
| 第2 計画の概要 ······                    | 2  |
| 1 法律の概要                            |    |
| (1) 次世代育成支援対策推進法                   |    |
| (2) 女性活躍推進法                        |    |
| 2 計画の位置づけ                          |    |
| 3 主な取組主体                           |    |
| 4 計画の期間等                           |    |
| (1) 計画期間                           |    |
| (2) 計画の実施状況の把握と公表                  |    |
| 第3 これまでの計画の進捗状況 ······             | 5  |
| 第4 計画の基本的な考え方 ······               | 7  |
| 第5 具体的な取組 ······                   | 9  |
| I 結婚したい教職員が結婚できるための支援 ······       | 9  |
| 1 結婚・出産・子育てに夢をもてる職場づくり ······      | 9  |
| (1) 若手教職員のうちにライフプランについて考える機会を付与    |    |
| 2 結婚を望む教職員への支援 ······              | 9  |
| (1) 「婚活サポーター」の設置                   |    |
| (2) 結婚を望む県教職員同士のマッチング              |    |
| (3) 「コンサポ・ぎふ事業」の婚活情報の提供            |    |
| (4) 結婚を望む県教職員の情報のデータベース化           |    |
| (5) 市町村、民間企業との合同研修や勉強会による交流促進      |    |
| (6) 結婚に配慮した人事配置                    |    |
| (7) 新婚世帯に対する世帯用宿舎のあっせん             |    |
| (8) 結婚休暇の取得要件の緩和                   |    |
| II 子どもを安心して生み育てることができる職場づくり ······ | 11 |
| 1 職場全体で子育て家庭を応援する雰囲気づくり ······     | 11 |
| (1) 子育て支援制度を周知するための職場内研修の実施        |    |
| (2) 妊娠から子育てまでの期間に利用できる各種制度の情報提供    |    |
| (3) 孫の育児を促進するための休暇等の制度の新設          |    |
| (4) 「子ども参観週間」の制度化                  |    |
| (5) 子育てに配慮した県立学校・社会教育文化施設の再整備の検討   |    |
| (6) 子育てに関する地域活動への貢献                |    |
| 2 教職員が安心して育児休業が取得できる職場づくり ······   | 13 |
| (1) 育児休業の取得に対する意識改革                |    |
| (2) 育児休業の取得支援                      |    |
| (3) 育児休業教職員の代替職員の配置                |    |
| (4) 育児休業を取得した教職員の円滑な職場復帰の支援        |    |

|   |           |
|---|-----------|
| <b>3 相談・情報提供機能の充実</b>                   | <b>14</b> |
| (1) 出産・育児に係る制度の情報提供                     |           |
| (2) 「育児休業サポート面談」の定期的実施                  |           |
| (3) 男性専門の子育て相談窓口の設置                     |           |
| (4) 育児休業中の職員に対する情報提供                    |           |
| (5) 育児休業等経験者に関する情報提供                    |           |
| <b>III 子育てしながら仕事もできる職場づくり</b>           | <b>16</b> |
| <b>1 妊娠・出産・子育てをしながら働き続けることができる環境づくり</b> | <b>16</b> |
| (1) 休暇の取得促進                             |           |
| (2) 多様な働き方の選択                           |           |
| (3) 超過勤務の縮減                             |           |
| (4) 子育てに配慮した人事配置                        |           |
| (5) ワーク・ライフ・バランスを考慮した管理職職員の人事評価の実施      |           |
| (6) 在宅勤務制度の実施                           |           |
| <b>2 男女が共に協力して子育てできる職場づくり</b>           | <b>17</b> |
| (1) 男性の育児休業の取得促進                        |           |
| (2) 男性の育児に関する休暇等の取得促進                   |           |
| <b>3 学校現場の多忙化の解消</b>                    | <b>19</b> |
| (1) 勤務時間の管理                             |           |
| (2) 年次休暇や特別休暇を取得しやすい環境づくり               |           |
| (3) 校内運営組織の見直し                          |           |
| (4) 分掌事務の平準化                            |           |
| (5) 外部の教育力の積極的な活用                       |           |
| (6) 日常の教育活動のスリム化                        |           |
| <b>IV 女性の活躍の推進</b>                      | <b>22</b> |
| <b>1 女性教職員が働きがいを実感できる職場づくり</b>          | <b>22</b> |
| (1) 女性教職員の登用の推進                         |           |
| (2) 女性教職員への多様な職務機会の付与                   |           |
| (3) 育児退職者復職制度の対象年齢等の拡大                  |           |
| <b>2 女性のキャリア形成支援・相談体制の充実</b>            | <b>22</b> |
| (1) 女性教職員の相談に乗り助言する支援員の設置               |           |
| (2) 研修等における管理職職員等の意識向上                  |           |
| (3) 職場の悩み等に関する相談窓口の充実                   |           |
| (4) 女性教職員のキャリア支援のための研修の実施               |           |
| (5) 育児休業からの復帰支援のための研修会の充実               |           |
| (6) 女性教職員の活躍を推進する体制づくり                  |           |

## 第1　はじめに

少子高齢化が急速に進む我が国において、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境の整備に、国、地方公共団体、企業等、様々な主体が社会を挙げて取り組んでいくことを目的に、平成15年7月、次世代育成支援対策推進法が成立しました。

地方自治体等は、事業主の立場から仕事と家庭の両立等のため講じる取組等を記載した特定事業主行動計画を策定することとされており、本県では平成17年以降、三次にわたって行動計画（第2次・第3次は、「岐阜県教育委員会子育て支援行動計画」）を策定し、休暇・休業の取得促進、時間外勤務の縮減、さらには、教職員の結婚支援や女性教職員の活躍推進等の様々な取組を実施し、教職員の仕事と子育ての両立支援の充実を図ってまいりました。

そして、平成27年8月、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした女性活躍推進法が成立、男女共同参画社会の実現に向けて新たな段階を迎えました。

これにより、県教育委員会は、女性教職員の活躍や男女全ての教職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資する施策を総合的・効率的に、これまで以上に積極的に取り組んでいくため、新たな特定事業主行動計画として「岐阜県教育委員会子育て支援と女性活躍の推進のための行動計画」を定めます。

教育行政をとりまく状況は、依然として厳しいものになっています。そうした中にあっても、みなさんが、仕事にも、子育てにも懸命に取り組んでいただいていることに心から感謝を申し上げます。県教育委員会としても、この計画を着実に進めることにより、教職員のみなさんを今まで以上に応援してまいります。

そして、この計画を通じて、女性教職員が働きがいを実感し、ますます活躍できるような、また、男女問わず全ての教職員が責任と誇りを持って生き生きと働くことができるような職場環境が整い、それが県民サービスの一層の向上に資すること、ひいては「清流の国ぎふ」づくりの推進へつながることを願っています。

## 第2 計画の概要

### 1 法律の概要

#### (1) 次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号。以下、「次世代法」という。）は、国民が、希望どおりに働き、また、結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境を整え、人々の意識を変えていくことにより、少子化と人口減少を克服することを目指す総合的な政策を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に制定されました。

そして、平成26年4月、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るために次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）により、法の有効期限の10年間延長等を内容とする次世代法の一部改正が行われ、更なる対策を推進することとされています。

なお、県教育委員会は、次世代法に基づき、事業主である地方公共団体の機関としての「特定事業主行動計画」を策定するものとされています。

#### 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るために次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（概要）

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

#### 行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

（例）地方公共団体行動計画：保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項（量）を定めるに際して参考とすべき標準を記載  
一般事業主行動計画：計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組を記載

指針の  
内容を追加

#### 地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画

- ②都道府県行動計画

→ 地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し 等

施策・取組への協力等

策定支援等

#### 事業主行動計画の策定・届出

- ①一般事業主行動計画（企業等）

- ・大企業（301人以上）：義務
- ・中小企業（101人以上）：義務（23年4月～）
- ・中小企業（100人以下）：努力義務

計画の策定・  
届出の枠組み  
に代えた実績  
公表の枠組み  
の追加

- ②特定事業主行動計画（国・地方公共団体等）

認定制度  
の充実

#### 次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、  
社会福祉・教育関係者等が組織

#### 次世代育成支援対策推進センター

事業主団体等による情報提供、相談等の実施

## (2) 女性活躍推進法

我が国では、依然として、働く場面において女性の力が十分に発揮されていない状況であり、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくことが重要視されています。また、国民のニーズの多様化やグローバル化等に対応するためには、人材の多様性を確保することが不可欠であり、新たな価値を創造し、リスク管理等への適応能力を高めるためにも、女性の活躍の推進が重要と考えられています。

このような見地から、女性の活躍の推進の取組を一過性のものに終わらせるうことなく着実に前進させるべく、国・地方公共団体・企業等の各主体が女性の活躍の推進に向けて果たすべき役割を定める新たな法的枠組みを構築するため、平成27年8月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号。以下、「女性活躍推進法」という。）が制定されました。

これにより、県教育委員会は、教職員を対象とする特定事業主行動計画を策定し、女性教職員の更なる活躍の推進に向けて取り組むこととされています。

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（概要）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。  
このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

#### 基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

#### 事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は右記の事項を実施（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）。
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

- 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析  
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率 ②勤続年数男女差  
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）
- 女性の活躍に関する情報の公表  
(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

#### 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介・啓発活動・情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができる（任意）。

#### その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）。
- 10年間の時限立法。

## 2 計画の位置づけ

本県では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と、女性教職員の活躍の推進に資する施策を総合的かつ効果的に推進するため、次世代法と女性活躍推進法の特定事業主行動計画を一体的に取り扱うこととし、従来の「岐阜県職員子育て支援行動計画」で定めた取組をさらに充実させ、新たに「岐阜県教育委員会子育て支援と女性活躍の推進のための行動計画」を定めます。

なお、県教育委員会事務局及び県立学校の教職員に関する取組に準じ、県教育委員会が任命する公立小学校及び中学校の教職員についても、この計画のうち女性教職員の活躍の推進に関する取組の対象とします。

## 3 主な取組主体

|                        |  |
|------------------------|--|
| (1) 管理部門               | 教育総務課、教職員課などの管理部門                                |
| (2) 所属長等               | 各所属長、管理調整監、各校長等                                  |
| (3) 子育て中の教職員、結婚を望む教職員等 | 子育て中の教職員（出産予定の者、配偶者が出産予定の者を含む。）、結婚を望む教職員、若手教職員など |
| (4) 女性教職員              | 非常勤職員、臨時職員を含むすべての女性教職員                           |
| (5) 周囲の教職員             | 子育て中の教職員等と同じ職場に勤務する教職員                           |
| (6) 全教職員               | 非常勤職員、臨時職員を含むすべての教職員                             |

## 4 計画の期間等

### （1）計画期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間としますが、情勢の変化や取組の効果、評価を踏まえ、柔軟に見直しを行います。

### （2）計画の実施状況の把握と公表

各年度の実施状況については、翌年度に把握し公表します。

また、把握した結果を踏まえて、ワーク・ライフ・バランスや女性教職員の活躍の推進に資するよう、分析や評価、推進にあたっての課題の整理を行います。

### 第3 これまでの計画の進捗状況

○岐阜県教育委員会子育て支援行動計画目標に対する実績（平成21年度～26年度）

| 数値目標     | 女性の育児休業取得率 | 配偶者の出産の場合の特別休暇取得率 | 育児参加の特別休暇取得率 | 男性の育児休業取得率 |
|----------|------------|-------------------|--------------|------------|
|          | 100%       | 100%              | 100%         | 10%        |
| 平成21年度実績 | 100.0%     | 58.2%             | 21.3%        | 0.9%       |
|          | (70/70人)   | (71/122人)         | (26/122人)    | (1/113人)   |
| 平成22年度実績 | 100.0%     | 51.1%             | 17.6%        | 1.7%       |
|          | (65/65人)   | (67/131人)         | (23/131人)    | (2/119人)   |
| 平成23年度実績 | 100.0%     | 50.0%             | 17.2%        | 0.8%       |
|          | (66/66人)   | (67/134人)         | (23/134人)    | (1/124人)   |
| 平成24年度実績 | 100.0%     | 72.7%             | 15.6%        | 1.8%       |
|          | (60/60人)   | (79/122人)         | (19/122人)    | (2/116人)   |
| 平成25年度実績 | 100.0%     | 56.6%             | 20.2%        | 0.8%       |
|          | (78/78人)   | (73/129人)         | (26/129人)    | (1/120人)   |
| 平成26年度実績 | 100.0%     | 48.5%             | 19.4%        | 0.9%       |
|          | (79/79人)   | (65/134人)         | (26/134人)    | (1/115人)   |

※対象人数 育児休業：年度内に子どもが生まれた一般職員数

特別休暇：年度内に子どもが生まれた一般職員数及び臨時採用職員数

（参考）取組内容の取得者、利用者数実績（平成21年度～26年度）

| 取組内容     | 育児休業者の自宅等からの<br>府内 LAN接続 | 家族の看護休暇※ | 妊娠障害(つわり)<br>休暇 | 不妊治療を受ける場合の休暇 | 早出遅出勤務制度 | 部分休業制度 | 育児短時間勤務制度 | 育児等退職者復職採用選考申出制度 |
|----------|--------------------------|----------|-----------------|---------------|----------|--------|-----------|------------------|
| 平成21年度実績 | 0人                       | 259人     | 10人             | 14人           | 0人       | 22人    | 6人        | 0人               |
| 平成22年度実績 | 0人                       | 260人     | 7人              | 14人           | 1人       | 23人    | 8人        | 0人               |
| 平成23年度実績 | 0人                       | 201人     | 6人              | 14人           | 2人       | 21人    | 11人       | 1人               |
| 平成24年度実績 | 0人                       | 304人     | 8人              | 15人           | 8人       | 35人    | 12人       | 0人               |

|          |    |      |     |     |    |     |    |    |
|----------|----|------|-----|-----|----|-----|----|----|
| 平成25年度実績 | 0人 | 425人 | 12人 | 9人  | 8人 | 41人 | 8人 | 0人 |
| 平成26年度実績 | 0人 | 995人 | 7人  | 16人 | 6人 | 23人 | 5人 | 0人 |

※平成23年度まで「子の看護休暇」、平成24年度から「家族の看護休暇」

## 第4 計画の基本的な考え方

### <計画における重点項目>

#### (1) 「教職員の結婚支援」に県教育委員会が県内事業者のモデルとして取り組みます

【背景】本県の新たな「第3次岐阜県少子化対策基本計画」(都道府県計画)が策定され、「結婚したい人が結婚できる岐阜県づくり」に新たに取り組むこととされたこと。

#### (2) 男女全ての教職員が子育て等をしながらも活躍できる職場づくりのため、教職員の意識改革を進めるとともに、女性教職員の登用や支援を強化していきます

【背景】男女共に、子育て・介護等の家庭生活を大切にしながらも充実した職業生活を営むことのできる職場環境の整備、特に学校現場における多忙化の解消が求められていること。

女性が活躍できる環境を整備していくには、採用・登用や、キャリア研修の実施等の人材育成を行うほか、妊娠、出産、育児後であっても、女性が引き続き仕事で活躍したい・活躍できると思えるよう支援を強化する必要があること。

#### (3) 男性の育児休業取得が「あたりまえ」であるという雰囲気づくりのため、段階的な育休の取得を促進するとともに、管理職職員・職場の意識改革を推進

【背景】現行計画において、男性の育児休業等の取得が進んでいないが、男性も子育てしながら仕事で活躍することが求められていること。

#### (4) 子どもを安心して生み育てることができる職場づくり

【背景】教職員から、計画の周知や、育児休業の代替職員の確保等により育児休業等を取りやすい職場環境づくりが求められていること。

## <計画の体系>

**目標：女性も男性も全ての教職員が仕事で活躍しながら、働きがいを実感し、結婚や出産、子育てを望む教職員が、安心して子どもを生み育てることができる環境を実現します。**



### 取組みの4つの柱

#### I 結婚したい教職員が結婚できるための支援

結婚・出産・子育てに夢を持てる職場づくり、結婚を望む人への支援により、若いうちから結婚や子育てに対してプラスイメージを持ち、教職員が結婚できる職場環境を実現します。

#### II 子どもを安心して生み育てることができる職場づくり

すべての教職員が子どもを安心して生み育てられると実感できるよう、職場全体で子育て家庭を応援する雰囲気づくり、暮らしやすく、子育てのしやすい職場づくりを実現します。

#### III 子育てしながら仕事もできる職場づくり

職場の子育て支援の取組の推進、妊娠・出産・子育てをしながら働き続けることができる職場づくり、男女が共に協力して子育てできる職場づくり、女性の活躍の推進により、男女を問わず、子どもとしっかり向き合う時間を確保し、子育ての喜びを感じながら、その個性と能力を発揮できる職場環境を作ります。

特に、学校現場において多忙化の解消に向け、今までのやり方にとらわれず、あらゆる面で学校運営のあり方を見直します。

#### IV 女性の活躍の推進

女性教職員の意欲向上、計画的な育成やキャリア支援を図ることにより、女性教職員が働きがいを実感し、ますます活躍できる職場環境を作ります。

## 第5 具体的な取組

### I 結婚したい教職員が結婚できるための支援

#### 1 結婚・出産・子育てに夢を持つ職場づくり

##### (1) 若手教職員のうちにライフプランについて考える機会を付与

【教育総務課、教職員課、教育研修課】

これから結婚・出産を迎える若い教職員が、各種研修等の機会において、結婚、出産、子育てを経験した教職員の体験談等に接することで、結婚や出産、子育てについて考えるきっかけを作ります。

また、ライフプランをテーマにした意見交換を実施し、結婚や出産、子育てについて考えるきっかけとします。

#### 主体別取組事項

|           |  |
|-----------|--|
| (1)管理部門   | ・ライフプランをテーマにした意見交換、研修を実施し、若いうちから結婚・出産・子育てについて考える機会を提供する。 |
| (2)所属長等   | ・結婚・出産・子育てについて、所属教職員の状況の把握、配慮等を行う。                       |
| (3)若手教職員  | ・ライフプランをテーマにした意見交換、研修に参加し、若いうちから結婚・出産・子育てについて考える。        |
| (4)周囲の教職員 | ・結婚・出産・子育てについて、周囲の教職員の状況の把握、配慮等を行う。                      |
| (5)全教職員   |  |

#### 2 結婚を望む教職員への支援

##### (1)「婚活センター」の設置【教育総務課、教職員課】

結婚したいと思っている教職員の相談に乗り、男女が知り合うきっかけや出会いの場を創出する「婚活センター」を設置します。

##### (2) 結婚を望む教職員同士のマッチング【教育総務課、教職員課】

結婚を望む未婚の教職員について、「婚活センター」が本人の希望を踏まえたマッチングを実施します。

##### (3)「コンサポ・ぎふ事業」の婚活情報の提供【教育総務課、教職員課、子ども・女性局】

結婚を考えながらも出会いの機会が少ない独身男女に出会いの場を提供するため、子ども・女性局の実施する「コンサポ・ぎふ事業」と「婚活センター」が連携し、婚活情報の提供を希望する未婚の教職員へ情報を提供します。

##### (4) 結婚を望む教職員の情報のデータベース化【教育総務課、教職員課】

結婚を望む未婚の教職員に関する結婚希望情報をまとめたデータベースを作成し、教

職員のマッチングを行うとともに、「コンサポ・ぎふ事業」等において活用し、教職員の結婚を支援します。

**(5) 市町村、民間企業との合同研修や勉強会による交流促進【教育総務課、教育研修課】**

関係機関が行う県内の市町村、民間企業の職員とともに行う研修への積極的な参加を促し、若手職員の能力の向上を図るとともに、異業種交流を促進します。

また、関係機関が行う市町村や他県、民間企業の若手職員との勉強会等の自主研究活動に対する支援について、教職員に積極的な活用を促し、教職員の自己研鑽を勧めるとともに、若手教職員同士の交流を促進します。

総合教育センターや関係機関が実施するグループワークによる演習等意見交換ができる研修に若手教職員を参加させ、教職員のプレゼンテーション・交渉能力を向上するとともに、教職員の交流を促進します。

**(6) 結婚に配慮した人事配置【教育総務課、教職員課】**

教職員同士で結婚の予定のある教職員の同一地域での配置など、結婚にも配慮した人事配置を行います。

**(7) 新婚世帯に対する世帯用宿舎のあっせん【教職員課】**

結婚予定者に対し、世帯用宿舎を優先的にあっせんし、教職員の経済的な負担の軽減を図ります。

**(8) 結婚休暇の取得要件の緩和【教育総務課、教職員課】**

教職員の結婚に際し、結婚式、旅行、その他結婚に伴う行事のための結婚休暇について、個々の事情に応じて、弾力的に休暇が取れるように取得要件の緩和を検討します。

**主体別取組事項**

|             |   |
|-------------|---|
| (1)管理部門     | <ul style="list-style-type: none"><li>・婚活サポーターの設置</li><li>・結婚希望の教職員のデータベース化やマッチング、コンサポ事業の紹介</li><li>・結婚に配慮した人事配置に努める。</li></ul> |
| (2)所属長等     | <ul style="list-style-type: none"><li>・所属教職員の意向の把握に努め、上記取組に参加できる環境づくりに努める。</li><li>・所属教職員の研修への参加促進</li></ul>                    |
| (3)結婚を望む教職員 | <ul style="list-style-type: none"><li>・上記取組に参加する。</li></ul>   |
| (4)周囲の教職員   | <ul style="list-style-type: none"><li>・結婚を望む教職員が上記取組に参加できる環境づくりに努める。</li></ul>  |
| (5)全教職員     |   |

## Ⅱ 子どもを安心して生み育てることができる職場づくり

### 1 職場全体で子育て家庭を応援する雰囲気づくり

#### (1) 子育て支援制度を周知するための職場内研修の実施【教育総務課、各所属】

管理職職員・所属教職員の意識向上を図り、本計画と支援制度の周知を図るため、各所属の管理職職員が、本計画や子育て支援制度を所属教職員に周知し、教職員の休暇制度等の取得促進を図る職場研修を全所属で実施します。

<数値目標>

**子育て支援制度周知のための職場内研修の実施率 100%**

#### (2) 妊娠から子育てまでの期間に利用できる各種制度の情報提供【教育総務課、各所属長】

母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実行するため、妊娠中及び出産後の教職員に対して、妊娠・出産・子育てにおいて利用できる各種制度について周知します。

◆出産・育児に関する主な特別休暇（有給）

- ・産前、産後の休暇  
(出産予定日前8週、出産後8週以内)
- ・妊娠婦健康審査等(必要と認める時間)
- ・妊娠の通勤緩和  
(勤務時間の始め又は終わりにおいて  
1日につき1時間以内)
- ・配偶者の出産(2日以内)
- ・男性職員の育児参加休暇（5日以内）
- ・妊娠障害（つわり等）（7日以内）
- ・子の看護等  
(中学校就学前の子どもについて年5日  
以内[子が2人以上の場合は10日])

◆その他

- ・不妊治療（一の年において6日以内）
- ・時間外勤務の制限
- ・育児の時間
- ・深夜勤務及び時間外勤務の制限
- ・育児短時間勤務
- ・休憩時間の短縮及び終業時刻の繰上げの特例
- ・早出遅出勤務
- ・育休復帰研修

◆育児に関する休業（無給）

- ・育児休業(子が3歳に達するまで)
- ・部分休業  
(小学校就学の始期に達するまで、勤務時間の  
始め又は終わりに1日2時間以内)

#### (3) 孫の育児を促進するための休暇等の制度の新設【教育総務課、教職員課】

教職員の子どもだけではなく、孫の育児を支援するための特別休暇や勤務時間のスライド制などについて検討し、職場全体で子育てを支援していく雰囲気づくりを推進します。

#### (4) 「子ども参観週間」の制度化【教育総務課、教職員課、各所属長等】

ワーク・ライフ・バランスの取組を促進するため、子どもたちの勤労観、職業観を育み、家庭での親子のコミュニケーションや絆を深められる「子ども参観日」を所属毎に実施できるように制度化し、親の仕事に対する家庭での理解を深めるとともに、子育て中の教職員に対する職場の理解を深めます。

## (5) 子育てに配慮した県立学校・社会教育文化施設の再整備の検討【教育財務課、社会教育文化課】

県立学校・社会教育文化施設の再整備を検討する際には、妊娠中の教職員等が働きやすい職場となるよう配慮しながら検討します。

## (6) 子育てに関する地域活動への貢献【全教職員】

教職員は、同時に地域社会の構成員であり、地域における子育て支援の取り組みに積極的に参加することが期待されています。スポーツや文化活動などの講師や、少年非行防止・通学時の交通安全のボランティアなどの地域活動に積極的に参加することで、子どもの育成を支援することへの理解を深めます。

### 主体別取組事項

|              |  |
|--------------|--|
| (1) 管理部門     | <ul style="list-style-type: none"><li>妊娠中及び出産後の教職員が利用可能な各種制度について広く周知する。</li><li>所属長等に対し、研修や会議などの機会をとらえて本計画の趣旨を周知するとともに、所属教職員の子育てなどの状況を十分把握し、必要な対応を取るように徹底する。</li><li>育児休業中の教職員の復帰支援のための研修を実施する。</li><li>「子ども参観日」を所属毎に実施できるように制度化する。</li></ul>        |
| (2) 所属長等     | <ul style="list-style-type: none"><li>所属長の基本的な責務として、出産・子育てをはじめとする所属教職員の事情を把握し、各種制度の活用を働きかける。</li><li>妊娠中の教職員と面談を行い、利用できる制度について周知し、教職員の意向を把握する。</li><li>妊娠中、子育て中の教職員の状況を、所属内教職員に対して説明するなどして、職場で応援する雰囲気づくりに努める。</li><li>各所属単位で「子ども参観日」を実施する。</li></ul> |
| (3) 子育て中の教職員 | <ul style="list-style-type: none"><li>父親や母親になることがわかつたら、できるだけ早く、所属長や管理調整担当者に連絡する。</li><li>自らの子育ての状況等について、同僚等と情報を共有する。</li><li>子育てのための休暇の取得を計画的に行うため、所属長と面談を行う（「男性教職員の育児参加プラン」の作成など）。</li><li>育児休業期間中にあっては業務に関する情報の収集や自己研さんにも努める。</li></ul>            |
| (4) 周囲の教職員   | <ul style="list-style-type: none"><li>妊娠中、あるいは子育てに仕事にと奮闘している教職員を職場全体で応援し、育児に関する制度が利用しやすい雰囲気を作り出す。</li><li>先輩、同僚としてアドバイスや休暇制度などの利用を促す。</li><li>妊娠中の教職員の状況や所属内の業務の状況に応じ、必要な場合は、所属内で十分話し合いを行う。</li></ul>  |
| (5) 全教職員     | <ul style="list-style-type: none"><li>職場内研修へ参加する。</li><li>子育てに関する地域貢献活動に、ボランティア休暇を利用するなどして積極的に参加する。</li></ul>  |

## 2 教職員が安心して育児休業が取得できる職場づくり

### (1) 育児休業の取得に対する意識改革【教育総務課、教職員課、各所属長等】

男女ともに育児休業の取得が「あたりまえ」の職場になるよう、管理職職員は育児休業の取得が可能な教職員に対して、育児休業を取得するよう積極的に働きかけて、取得しにくい雰囲気をなくすとともに、管理職職員だけでなく全教職員の意識を改革します。

#### <数値目標>

|                     |      |
|---------------------|------|
| ・女性の育児休業取得率         | 100% |
| ・男性の短期（5日以内）育児休業取得率 | 70%  |
| ・男性の短期以外の育児休業取得率    | 10%  |

(※男性の育児休業取得促進の詳細については、後記III 2 (1))

### (2) 育児休業の取得支援【教育総務課、教職員課、各所属長等】

育児休業の制度の趣旨及び内容や休業期間中の育児休業手当金支給等の経済的な支援措置について、教職員に対して周知します。

#### <参考>

##### ◆地方職員共済組合育児休業手当金

- ・育児休業により勤務に服さなかった場合に給付
- ・金額等

【休業開始から180日間】 標準報酬日額の67%×育休で勤務しなかった期間

【残りの期間】 標準報酬日額の50%×育休で勤務しなかった期間

##### ◆共済組合・互助組合育児休業掛金免除

- ・育児休業期間中は、組合員からの申出により掛金を免除（互助組合は自動的に免除）
- ・期間

【共済組合】育児休業開始月～育児休業終了日の翌日の属する月の前月

【互助組合】育児休業開始の翌月～育児休業終了日の翌日の属する月の前月  
(ただし開始が月の初日の場合はその月から)

### (3) 育児休業教職員の代替職員の配置【教育総務課、教職員課】

育児休業に入る事務や技術等の教職員の補充は、可能な限り正職員で行うよう努めています。職種などによって正職員での補充が困難な場合には、原則として臨時採用で対応しています。

教員の補充については、岐阜県教育人材バンク等を活用し、適切な講師を配置できるよう努めます。

#### <数値目標>

|                   |      |
|-------------------|------|
| ・育児休業教職員の代替職員の配置率 | 100% |
|-------------------|------|

#### (4) 育児休業を取得した教職員の円滑な職場復帰の支援

【教育総務課、教職員課、教育研修課、各所属長等】

育児休業を取得している教職員が円滑に職場に復帰できるよう、休業中の教職員に対して、業務に関する情報提供を行うとともに、職場復帰に際して必要となる業務の知識や将来活かせる能力の開発に関する研修その他の必要な支援を行います。

#### 主体別取組事項

|              |  |
|--------------|--|
| (1) 管理部門     | <ul style="list-style-type: none"><li>・所属長等に対し、研修や会議などの機会をとらえて、所属教職員の子育てなどの状況を十分把握し、育児休業の取得促進を行うように徹底する。</li><li>・ホームページ等を活用し、育児休業制度を周知する。</li><li>・代替職員の確保・配置等により、育児休業を取得しやすい環境の整備に努める。</li></ul>                                   |
| (2) 所属長等     | <ul style="list-style-type: none"><li>・所属教職員に対して、育児休業を取得することが「あたりまえ」であることを説明し、意識改革を行うとともに、取得を働きかける。</li><li>・育児休業等の取得を希望する教職員と面談を実施する。</li><li>・教職員が育児休業等の取得を希望した場合には、所属内で業務の見直しを行うとともに、業務に支障が生じる場合には、代替教職員の活用を検討し、手続きを行う。</li></ul> |
| (3) 子育て中の教職員 | <ul style="list-style-type: none"><li>・所属長等との面談において、育児に関する希望等について話し合いを行う。</li><li>・育児休業を取得する。</li></ul>  |
| (4) 周囲の教職員   | <ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠中の教職員の状況や係内の業務の状況に応じ、必要な場合は、所属内で十分話し合いを行う。</li></ul>  |
| (5) 全教職員     | <ul style="list-style-type: none"><li>・育児休業を取得することが「あたりまえ」と理解する。</li></ul>   |

#### 3 相談・情報提供機能の充実

##### (1) 出産、育児に係る制度の情報提供 【教育総務課、教職員課】

本計画の周知や育児に関する各種特別休暇や育児休業、共済組合や互助会からの給付、育児に関する情報をとりまとめて、ホームページ等でお知らせします。

##### (2) 「育児休業サポート面談」の定期的実施

【教育総務課、教職員課、教育研修課、各所属長等】

育児休業を取得する教職員の復帰後等の不安を解消し、安心して働き続ける事ができるように、休業前、復帰前（復帰2カ月前）、復帰後（復帰後半年から1年以内）に各所属長等が「育児休業サポート面談」を実施します。

**(3) 男性専門の子育て相談窓口の設置【教育総務課、教職員課】**

男性が、育児休業取得の不安、制度の仕組み・手続き、子育てと仕事の両立などを相談できる窓口を設置します。

**(4) 育児休業中の教職員に対する情報提供【教育総務課、教職員課、各所属長等】**

所属長が、育児休業中の教職員に対して、上期、下期の期首期末にそれぞれ面談を実施するとともに、定期的に県政の動向、子育てに関する情報等を提供します。

**(5) 育児休業等経験者に関する情報提供【教育総務課】**

育児休業、育児短時間勤務または育児のための部分休業を実際に取得した教職員の体験談をHP等に掲載することにより、育児休業等を取得することのメリット等を周知するとともに、育児休業等の取得を希望する教職員の不安の軽減を図ります。

**主体別取組事項**

|             |  |
|-------------|--|
| (1)管理部門     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページ等を活用し、出産・育児に係る諸制度の情報を提供する。</li><li>・教職員の状況の把握に努める。</li><li>・育児休業体験談を積極的にPRし、教職員に育児休業の取得を促す。</li><li>・男性教職員が取得できる子育てに係る休暇の取得促進を図る。</li></ul> |
| (2)所属長等     | <ul style="list-style-type: none"><li>・制度の内容を十分把握するとともに、職場研修、面談等を通して教職員に案内するとともに、相談を受ける。</li><li>・育児休業サポート面談を実施する。</li></ul>   |
| (3)子育て中の教職員 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページ等を活用し、制度の内容を十分把握する。</li></ul>   |
| (4)周囲の教職員   |  |
| (5)全教職員     |  |

### Ⅲ 子育てしながら仕事もできる職場づくり

#### 1 妊娠・出産・子育てをしながら働き続けることができる環境づくり

##### (1) 休暇の取得促進【教育総務課、教職員課、各所属長等】

休暇の取得を促進するため、教職員の休暇に対する意識の改革を図るとともに、下記の取組を実施します。

###### ア 年次休暇等の取得促進

計画的な年次休暇の取得促進を図るため、各職場の実情に応じ、四半期ごと等の年次休暇の計画表の作成及び職場の業務予定の教職員への早期周知を図る等、年次休暇を取りやすい雰囲気の醸成や環境整備を行います。

また、教育総務課、教職員課においては、教職員の年次休暇の取得状況を定期的に把握し、取得率が低い部署については、ヒアリングや指導を行います。

###### イ 連続休暇等の取得の促進

ゴールデンウィーク期間、夏季（7月から9月まで）、年末年始等における連続休暇、教職員及びその家族の誕生日等の記念日や子どもの学校行事等、家族との触れ合いのための年次休暇等の取得促進を図ります。

###### ウ 子の看護等のための特別休暇等の取得の促進

子どもの看護等のための休暇について、教職員に周知するとともに、当該特別休暇の取得を希望する教職員が、円滑に取得できる環境を整備します。

##### (2) 多様な働き方の選択【教育総務課、教職員課、各所属等】

保育所・幼稚園の送迎など、時間的な制約が生じる教職員のために、早出・遅出勤務制度、短時間勤務制度、部分休業、休憩時間の短縮などの選択肢を準備し、その制度を周知します。

##### (3) 超過勤務の縮減【教育総務課、教職員課、各所属等】

これまでの労働時間短縮対策をさらに進め、一層の取組を進めるべく、時間外勤務制度の適正な運用、教職員の在庁状況の把握を行います。

また、対応が必要な教職員の把握に努め、対象教職員との面談を実施し、状況を把握するとともに、働き方の改善などを促します。また、教育長等をトップとする会議を開催し、時間外勤務の縮減に努めます。

##### (4) 子育てに配慮した人事配置【教育総務課、教職員課】

妊娠中・今後出産予定の教職員及び現在、子育てをしている教職員に対して、仕事と子育ての両立に配慮した人事配置を行います。

##### (5) ワーク・ライフ・バランスを考慮した管理職職員の人事評価の実施

###### 【教育総務課、教職員課、各所属長等】

管理職職員が所属教職員のワーク・ライフ・バランスの推進に資するような効率的な学校運営や良好な職場づくりに向けて行う取組について目標を設定し、実績について人

事評価で適切な評価を行います。

#### (6) 在宅勤務制度の実施【教育総務課、教職員課】

在宅勤務やテレワーク（情報通信技術を活用した場所にとらわれない働き方）等は、職住近接の実現による通勤負担の軽減に加え、多様な働き方の選択肢を拡大するものであり、仕事と家庭の両立のしやすい働き方である点に着目し、その導入について引き続き検討を行います。

#### 主体別取組事項

|              |   |
|--------------|---|
| (1) 管理部門     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページ等を活用した育児のための休暇・休業・勤務制度の周知に努める。</li><li>・ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、「早く家庭に帰る日(8のつく日)」、「ノー残業デー」の徹底や意識啓発など時間外勤務の縮減に努めるとともに、休暇の取得を促進する。</li><li>・子育て時期の教職員に配慮した人事配置に努める。</li><li>・ワーク・ライフ・バランスを考慮した管理職職員の人事評価を実施する。</li></ul> |
| (2) 所属長等     | <ul style="list-style-type: none"><li>・所属教職員の能力、仕事量の把握や、適正な事務配分、手戻りのない指示等に配慮する。</li><li>・教職員の時間外勤務・在庁時間の状況を把握するとともに、「早く家庭に帰る日(8のつく日)」、「ノー残業デー」の徹底や意識啓発など、時間外勤務の縮減に努める。</li><li>・所属教職員のワーク・ライフ・バランスの推進に資するような学校運営や良好な職場づくりに向けた取組みを行う。</li></ul>                    |
| (3) 子育て中の教職員 | <ul style="list-style-type: none"><li>・所属長等と面談において、今後の生き方や働き方を踏まえ、育児に関する希望等について話し合いを行う。</li><li>・自らの育児の状況等について、同僚等と情報を共有する。</li></ul>   |
| (4) 周囲の教職員   | <ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠中の教職員の状況や分掌内の業務の状況に応じ、必要な場合は、所属内で十分話合いを行う。</li></ul>   |
| (5) 全教職員     | <ul style="list-style-type: none"><li>・業務の効率化や見直しに努めるなど、時間外勤務を縮減する。</li><li>・計画的に年次休暇等を取得し、心身の健康の維持増進を図る。</li><li>・日頃から係内の情報の共有化等により、相互に応援できるように努める。</li></ul>  |

#### 2 男女が共に協力して子育てできる職場づくり

##### (1) 男性の育児休業の取得促進【教育総務課、教職員課、各所属】

男性教職員の育児休業の取得は、未だ低い水準にあることから、男性教職員の育児休業取得が「あたりまえ」の職場にします。

管理職職員は、育児休業取得が可能な教職員を把握し、可能な教職員に対して、自ら

徹底して育児休業の取得を勧めることで、取得しにくい雰囲気をなくしながら、全教職員の意識を改革していきます。

まずは、仕事への影響など不安感の少ない、短期（5日以内）の育児休業を可能な限り多くの男性教職員が取得し、男性教職員の育児休業取得が「あたりまえ」の雰囲気を作ります。

その後、1カ月間、1年間などの短期以外の育児休業取得者を増やし、段階的に育児休業の取得を促進します。

また、育児休業取得をきっかけとして男性の積極的な子育て参加を促します。

#### <数値目標>

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| ・ <b>男性の短期（5日以内）育児休業取得率</b> | <b>70%</b> |
| ・ <b>男性の短期以外の育児休業取得率</b>    | <b>10%</b> |

#### (2) 男性の育児に関する休暇等の取得促進【教育総務課、教職員課、各所属】

「配偶者の出産の場合の特別休暇」「育児参加の特別休暇」の取得を徹底するとともに、男性が育児短時間勤務又は部分休業を取得できることについても周知し、父親が積極的に子育てに参加しやすい環境づくりを進めます。

#### <数値目標>

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| ・ <b>配偶者の出産の場合の特別休暇取得率</b> | <b>100%</b> |
| ・ <b>育児参加の特別休暇取得率</b>      | <b>100%</b> |

#### 主体別取組事項

|             |  |
|-------------|--|
| (1)管理部門     | <ul style="list-style-type: none"><li>・所属長等に対し、研修や会議などの機会をとらえて、所属の男性教職員の子育てなどの状況を十分把握し、育児休業等の取得促進を行うように徹底する。</li><li>・男性の育児休業取得可能者の情報を把握する。</li><li>・男性の育児休業取得者の体験談をホームページ等を通じて紹介するとともに、研修を実施し、男性が育児休業等を取得することのメリット等を周知する。</li></ul> |
| (2)所属長等     | <ul style="list-style-type: none"><li>・男性の育児休業の取得者を増やすため、管理職員は育児休業取得可能者を常に把握し、短期育休の取得を徹底するとともに、特別休暇等の取得を促進する。</li><li>・育児休業の取得を希望する教職員と面談を行い、利用できる制度について周知し、教職員の意向を確認する。</li></ul>   |
| (3)子育て中の教職員 | <ul style="list-style-type: none"><li>・男性教職員自身が子育てに係る休暇の取得に努める。</li></ul>  |
| (4)周囲の教職員   | <ul style="list-style-type: none"><li>・育児休業等取得について理解し、子育て中の男性教職員に対して育児休業等の取得を勧める。</li></ul>  |
| (5)全教職員     |  |

### 3 学校現場の多忙化の解消

#### (1) 勤務時間の管理

##### ①全教職員の退校時間の把握と時間外勤務縮減目標の設定

###### 【教職員課・学校支援課・体育健康課・教育事務所】

管理職職員は、全教職員の勤務時間の把握を適切に行うとともに、その状況を市町村教育委員会または県教育委員会に報告し、県教育委員会は市町村教育委員会とともに必要に応じて管理職職員への指導・助言を行います。

その上で、各学校ごとに時間外勤務縮減目標を設定し、その実現に向けた取組を実施します。

また、週休日や修学旅行等の時間外勤務に対する振替の確実な実施や部活動の学校教育における役割や意義をふまえ、活動時間や活動日数等の基準を明確にします。

##### ②会議時間の縮減【教職員課】

職員会議は、原則勤務時間内に実施することはもとより、計画的な業務遂行のため、定例以外に会議等を必要以上に設けないよう努めます。

会議等を行う場合は、終了時間をあらかじめ設定するなど長時間とならない配慮をするとともに、やむを得ず時間外に及ぶ場合には、あらためて終了時間を決めて行うなどの配慮をします。

##### ③早く家庭に帰る日（8のつく日）・ノー残業デーの取組を徹底【教職員課】

早く家庭に帰る日（8のつく日）には、管理職が最終施錠をするなど確実に見届けを行うとともに、原則水曜日のノー残業デーについては、原則どおりの実施が難しい場合には、各所属で年間10日以上のノー残業デーを計画して実施します。

##### ④週休日における月一回の家庭の日の取組を徹底

###### 【社会教育文化課・体育健康課・学校支援課・教職員課】

月一回の家庭の日は部活動等を実施しない日とし、子どもたち、教職員とともに、家族、地域でふれあうことを大切にします。大会等で活動する場合は、振替日を設けるなど、家庭の日の実施を徹底します。

##### ⑤地域・保護者への理解を求める取組【教職員課】

早く家庭に帰る日（8のつく日）・ノー残業デー、家庭の日の取組について、県教育委員会が、県PTA連合会などと連携して、市町村教育委員会に協力依頼するなどにより、地域・保護者への理解と協力を求めます。

##### ⑥管理職の労務管理に関するマネジメント力を高める研修の実施【教育研修課】

教職員の多忙化解消や労務管理に関する法令知識など、管理職として備えるべきマネジメント力を高める研修を実施します。

#### (2) 年次休暇や特別休暇を取得しやすい環境づくり【教職員課】

年次休暇や特別休暇の制度について周知します。

また、管理職職員は、教職員一人一人をケアする職場環境づくりに努め、長時間勤務が恒常化している教職員に対して、年次休暇の取得促進するとともに、勤務時間の割振り変更は、管理職が責任をもって確実に行い、教職員の勤務時間の管理に努める。

特に、土曜日等の教育活動の実施に伴う4時間の勤務時間の割振り変更の特例を活用するなど確実に行います。

### (3) 校内運営組織の見直し【学校支援課・各所属】

構成メンバーを兼ねることが可能な委員会を統合したり、合わせて開催したりするなどして、校内組織の見直しをするとともに、分掌事務の見直しと効率化を図ります。

計画的な業務の遂行のため、定例の会議以外の会議を必要以上に設けないことや、連絡のための会議あるいは目的のはっきりしない会議を開かないこととします。

これを推進するため、学校支援課等が行う学校訪問の際に聞き取り調査を行ったり、勤務状況調査の際に実態調査を行ったりして実態をつかみ、指導に生かします。

### (4) 分掌事務の平準化【教職員課】

年度途中に管理職又は職員全員で業務分担の見直しを行い、時間外勤務時間が多い教員がいる場合や特定の職員に業務が集中している場合があったときは、年度途中であっても校内の業務の平準化を図るなど改善に取り組みます。

### (5) 外部の教育力の積極的な活用

#### ①地域で活動する組織との連携・協力【学校支援課・社会教育文化課】

各地域で活動されている「子ども見守り隊」や「おやじの会」あるいはPTAの組織との連携、協力を継続します。

#### ②「チーム学校」サポート体制づくり【学校支援課】

学習支援ボランティアや部活動支援ボランティア等として大学生や地域の方々の協力体制を構築します。

#### ③部活動指導への外部人材の導入【体育健康課】

保護者や地域の社会人指導者、総合型地域スポーツクラブ等と連携して活動の充実を図ります。

### (6) 日常の教育活動のスリム化

#### ①教室掲示の見直し【学校支援課・特別支援教育課】

真に子どもに必要な教室掲示はどのようにあるべきかという視点から簡素化を図るとともに、掲示物へのコメントは、その子の輝きや成長が分かる短い言葉を選んで書きます。

また、児童生徒が学習に集中できるよう、教室の前面掲示など、子どもの教育に必要なものに厳選します。

#### ②校内研究、研修の進め方の見直し【学校支援課・関係各課】

指導案は必要な内容を厳選して示すことで、できるだけ簡略化を図ります。

また、授業研究会では、質問から始めることをやめたり、校長、教頭の指導等を最後にせず話し合いの途中から方向付けを図ったりするなど、限られた時間を使えるよう工夫します。

### ③研究指定校の見直し【学校支援課・関係各課】

学校の教育課程の改善・充実に関する各種事業の実施方法を見直し、調査研究等を行う指定校及び指定地域の縮減を図るとともに、県の研究指定と市町村の研究指定を調整、統合するなど負担を軽減します。

また、研究紀要などは立派な冊子を作るのではなく、内容を厳選して作成します。

### ④例年行ってきたことの見直し【関係各課、各所属】

例年実施してきたことや日頃当たり前に行っていたことの中から、教育効果の低いものや教育的意義を失い形骸化しているものについては見直しを図ることや取りやめることを検討し、実施します。

#### 主体別取組事項

|              |   |
|--------------|---|
| (1) 管理部門     | <ul style="list-style-type: none"><li>・所属長等に対し、研修や会議などの機会をとらえて、勤務時間の管理、休暇を取得しやすい環境づくり、校内運用組織の見直しなど、学校現場の多忙化を解消するよう、意識改革を徹底する。</li><li>・所属長等に対し、教職員の退校時間を把握させ、的確な時間外勤務縮減目標を設定するよう指導、助言する。</li><li>・年次休暇や特別休暇の制度を周知する。</li><li>・県PTA連合会や市町村教育委員会と連携し、地域・保護者へ理解を求める。</li></ul> |
| (2) 所属長等     | <ul style="list-style-type: none"><li>・教職員の退校時間の実態を把握し、的確な時間外勤務縮減目標を設定する。</li><li>・「早く家庭に帰る日（8のつく日）」、「ノー残業デー」については、管理職が最終施錠をするなど、確実に見届ける。</li><li>・多忙化の解消のため、従来のやり方にとらわれず、校内運用組織の見直し、分掌事務の平準化、外部の教育力の積極的な活用、日常の教育活動のスリム化に取り組む。</li></ul>                                    |
| (3) 子育て中の教職員 | <ul style="list-style-type: none"><li>・年次休暇及び特別休暇の取得に努める。</li></ul>   |
| (4) 周囲の教職員   | <ul style="list-style-type: none"><li>・従来のやり方にとらわれず、日常の教育活動のスリム化に取り組む。</li></ul>  |
| (5) 全教職員     | <ul style="list-style-type: none"><li>・「早く家庭に帰る日（8のつく日）」、「ノー残業デー」については、時間外勤務を実施しないよう努める。</li></ul>  |

## IV 女性の活躍の推進

### 1 女性教職員が働きがいを実感できる職場づくり

#### (1) 女性教職員の登用の推進【教育総務課、教職員課】

女性教職員が出産・子育てを行いながら、個々の持つ能力や強みを開発・活用し、組織のリーダーとして活躍していくことができるよう、女性の管理職職員の登用目標を設定します。目標を設定することで、男性だけでなく女性教職員の意識も改革します。

**<数値目標>**

**・2020年4月1日の女性管理職職員の割合**

**20%**

#### (2) 女性教職員への多様な職務機会の付与【教育総務課、教職員課】

学校においてはスクールリーダーやミドルリーダーに、事務局においてはこれまであまり女性教職員が配置されていなかった所属に意欲と能力のある女性教職員を積極的に配置し、多様な職務経験を積む機会を提供します。

また、幅広い視野を持った人材育成を図るため、国・企業・大学等への女性教職員の派遣を積極的に行います。

#### (3) 育児退職者復職制度の対象年齢等の拡大【教育総務課、教職員課】

妊娠、出産又は育児を理由にやむなく退職した教職員の復職制度につき、対象年齢等利用条件を緩和します。これにより、安心して子育てができる職場環境を整備するとともに、知識、経験を有する元教職員を採用し、もって的確な人材確保及び効率的な学校運営を図ります。

### 2 女性のキャリア形成支援・相談体制の充実

#### (1) 女性教職員の相談に乗り助言する支援員の設置【教育総務課、教職員課】

出産・育児休業を控えた女性教職員や子育て中の女性教職員に対して、産育休中の過ごし方やキャリアアップ、子育てをしながらの働き方などについて助言する支援員を設置し、妊娠、育児に係る不安を解消します。

#### (2) 研修等における管理職職員等の意識向上【教育総務課、教職員課、教育研修課】

各種研修等の機会を捉えて、女性教職員の活躍促進、子育て期の男性教職員の育児休業取得やワーク・ライフ・バランスの推進等につき、管理職職員及び課長補佐・係長級職員の意識向上やマネジメント能力の習得を図ります。

#### (3) 職場の悩み等に関する相談窓口の充実【教育総務課、教職員課、各所属】

より働きやすい職場環境の創出のため、本計画の取組やハラスメント等に関する職場研修を実施するなど教職員が利用できる相談窓口の周知徹底等を行い、妊娠・出産・育児休業取得等を理由とする不利益やハラスメントの根絶をめざします。

#### (4) 女性教職員のキャリア支援のための研修の実施【教育総務課、教育研修課】

出産・育児休業を経た女性教職員が、個々の持つ能力や強みを活かして組織内で活躍できるよう、自らのキャリアプランを考えるとともにリーダーとしてのスキルなどを習得するキャリア支援のための研修を実施します。

また、男女を問わず、個々の持つ能力や強みを十分發揮し、自身の適性、経験値、蓄積した知識、資格等を基にキャリアについて考え、強力なリーダーシップを持って組織マネジメントができる総合力を持った人材を育成するための研修を実施します。

#### (5) 育児休業からの復帰支援のための研修会の充実【教育総務課、教育研修課】

育児休業中の教職員が職場復帰するのを支援する「育児休業者職務復帰支援研修」、「育児休業からの復帰支援のための研修会」について、必要となる業務知識の習得、将来活かせる能力の開発、生き方や働き方を考える機会の付与など、より効果的な内容となるよう充実します。

#### (6) 女性教職員の活躍を推進する体制づくり【教育総務課、教職員課】

教職員の勤務実態、女性の仕事と家庭の両立における課題の把握や教員の多忙化解消のための取組、女性が働きやすい職場環境づくりのための施策立案、女性管理職育成のための取組のため、女性教職員活躍推進監を設置するなど女性の活躍推進体制を整備します。

#### 主体別取組事項

|            |   |
|------------|---|
| (1) 管理部門   | <ul style="list-style-type: none"><li>女性教職員のキャリア支援に必要な情報提供、能力開発を行うための研修の実施、支援員の設置</li><li>妊娠・出産又は育児から円滑に職場復帰ができるような環境整備を行う。</li></ul>             |
| (2) 所属長等   | <ul style="list-style-type: none"><li>女性教職員の活躍や教職員のワーク・ライフ・バランスの推進に対する、自らの意識向上に努める。</li><li>所属女性教職員に必要な研修等を受講させることにより女性教職員のキャリア形成を支援する。</li></ul> |
| (3) 女性教職員  | <ul style="list-style-type: none"><li>女性教職員の活躍促進やワーク・ライフ・バランスの推進のため必要な研修等を受講することにより自身のキャリア形成に努める。</li></ul>                                       |
| (4) 周囲の教職員 | <ul style="list-style-type: none"><li>女性教職員の活躍や教職員のワーク・ライフ・バランスの推進のための配慮に努める。</li></ul>   |
| (5) 全教職員   |   |